

草津市地域防災計画の令和7年度修正の概要

I 趣旨

今回の修正は、国の防災基本計画、県の地域防災計画等の変更を踏まえた草津市地域防災計画の修正を行うものである。

II 主な修正事項

1 震災対策編・風水害等対策編

(1) 避難対策部の再編成

前線基地を廃止し、発災時は各広域避難所に参集し、避難所開設を行う。

(新旧対照表：震災編P7)

→ 前線基地は廃止し、前線基地班は避難所班応援要員に改める。

- ・発災時、避難所班と避難所班応援要員はあらかじめ定められた広域避難所に参集。
- ・広域避難所のエリアマネジメントを行うため、前線基地の考え方をベースに、所管する広域避難所の数が均等になるよう4つのエリアを再編成する。
- ・各エリアには責任者を配置し、避難所間のマネジメントを行う。

(2) 救援部の再編成

災害時に南部地域の県保健医療福祉調整地方本部（草津保健所）と迅速な総合調整を行えるよう、保健医療福祉に特化した本部体制の編成を行う。

(新旧対照表：震災編P18、風水害編P15)

→ 本部長の指示があった場合や必要があると認めた場合に、救援部を健康福祉部長を長とする市保健医療福祉調整本部とし、保健所に設置される県保健医療福祉調整本部と連携し、災害対応にあたります。また、市保健医療福祉本部設置のため、救援部の中に新たに「調整班」を編成します。

(3) 避難所の生活環境への配慮について

市は、避難所の生活環境を確保するため、簡易トイレ、トイレトレーラー等を組み合わせ、より快適なトイレの配置に配慮するよう努めることを追記。(新旧対照表震災編P18)

(4) その他経年変化、組織改編、誤記等による修正を実施

- ・令和6年能登半島地震を踏まえた修正

→ 在宅避難者等についての支援方策の検討について (新旧対照表：震災編P15)

→ 応援職員等の受け入れについて (新旧対照表：震災編P31、風水害編P30)

- ・学区災害対策本部との情報伝達について

→ 各地区防災計画に基づき、被害状況集約先を町内会長から学区災害対策本部へ変更

(新旧対照表：震災編P12、風水害編P10)